

徳島県微量PCB廃電気機器等把握支援事業について

徳島県県民環境部環境総局環境整備課

はじめに

微量PCBとは

- ・ PCB（ポリ塩化ビフェニル）は昭和47年に製造中止され、PCBが使用された電気機器等の廃棄物については、日本環境安全事業株式会社による広域的な処理体制が整備されています。
- ・ 一方、PCBを使用していないとされるコンデンサ・トランス等の電気機器等の中には、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが、平成14年に判明しています。
- ・ このような電気機器を「微量PCB混入（汚染）廃電気機器等」といいます。
- ・ 絶縁油中のPCBの濃度は、数ppmから数十ppm程度といわれています。
- ・ 混入の原因が事故や製造設備の汚染等によるものであることから、PCB含有の有無については、実際に分析してみなければ判明しないとされています。

このような「微量PCB混入廃電気機器等」が存在することから、PCB廃棄物の適正処理の推進を図るため、PCB混入の有無を把握するための分析費用等の一部を県が補助金として交付する制度を創設しました。

1 事業名

徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業

2 事業の概要

県内の民間事業者が保有しているトランス・コンデンサ等の電気機器等に係る分析費用等に対し補助します。

(1) 事業実施期間

平成22年2月から平成23年度まで

※ 予算の執行状況によっては、ご希望に添えない場合もあります。

(2) 測定対象機器

0.5 mg/kg超のPCBに汚染された絶縁油を含むものであるかどうか、分析を行わなければ分からない電気機器等を対象とします。

具体的には

次の①～③の電気機器等で製造後に絶縁油の補充又は入れ替えをしていないことが明確なものはPCB混入の可能性が極めて低いため、補助の対象とはなりません。

これら以外の電気機器が対象です。

- ① 2003年（平成15年）以降に製造された機器
 - ② 1953年（昭和28年）以前製造の国内メーカー製の機器
 - ③ 上記以外の、製造メーカーが製造段階のPCB不含有を確認している機器
- ※ なお、PCBの含有が銘板等で確認できる機器も対象外です。

(3) 補助対象者

県内で測定対象機器を保有している

- ・ 法人その他の団体（国，地方公共団体，独立行政法人，公社とこれらに準ずるものを除きます。）
- ・ 個人

(4) 補助対象経費（消費税は対象外）

- ・ PCB分析費用
- ・ 試料の採取費用及び運搬費用

(5) 補助金の額

補助対象経費に補助率1/2を乗じた額

（1検体につき25,000円、

各年度、1つの法人その他の団体もしくは1個人につき、50検体を上限とします。）

(6) 分析方法

- ・ 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法（平成4年厚生省告示第192号）の別表第2に定める方法
- ・ 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（平成22年1月環境省）に定める方法
- ・ その他県が認める方法

（注） 国が短時間にかつ低廉な費用でPCB濃度を測定できる方法として、上記の「簡易測定法」が平成22年1月に発表されていますが、その他の方法についても、今後、順次追加される予定であり、その方法も補助の対象とします。

申請手続き等

- 1 保有の機器が測定対象機器であるかどうかについて確認してください。
- 2 測定対象機器である場合には、計量証明事業者や専門業者等に相談のうえ、分析費用等の見積書を徴収してください。
※ 複数の機器を分析する場合には、一括ではなく、各機器の内訳がわかるように見積書を作成してもらってください。
また、消費税抜きの金額もわかるようにお願いします。
- 3 必要書類を添えて、県に交付申請書1部を提出してください。
◎必要書類 ～記入例参照～
 - ・補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（様式第2号）
 - ・事業計画書（様式第2号 別紙）
 - ・収支予算書（様式第3号）
 - ・PCB測定費用の見積書（測定対象機器ごとに費用が確認できること）の写し
 - ・測定対象機器の写真（全体及び銘板）
 - ・測定対象機器について微量PCB混入の可能性があることを示す資料（製造メーカー等のホームページの写し、製造メーカーへの問い合わせの記録等）
- 4 県からの交付決定通知書をお受け取りになりましたら、計量証明事業者にPCB分析を依頼してください。
※ 実績報告に必要ですので、試料の採取状況について写真撮影してください。
※ なお、事業内容に変更が生じたり、中止する場合には、別途手続きが必要ですので、事前にご相談ください。
- 5 分析結果判明後に、必要書類を添付して県に実績報告書1部を提出してください。県が補助金額を確定しますので、請求書1部を県に提出してください。

- ◎必要書類 ～記入例参照～
- ・補助金実績報告書（様式第9号）
 - ・事業実績書（様式第10号）
 - ・事業実績書（様式第10号 別紙）
 - ・収支決算書（様式第11号）
 - ・試料採取の実施状況を確認することができる写真等
 - ・分析結果報告書の写し
 - ・PCB測定費用の領収書（測定対象機器ごとに費用が確認できること）の写し
 - ・請求書（様式第12号）

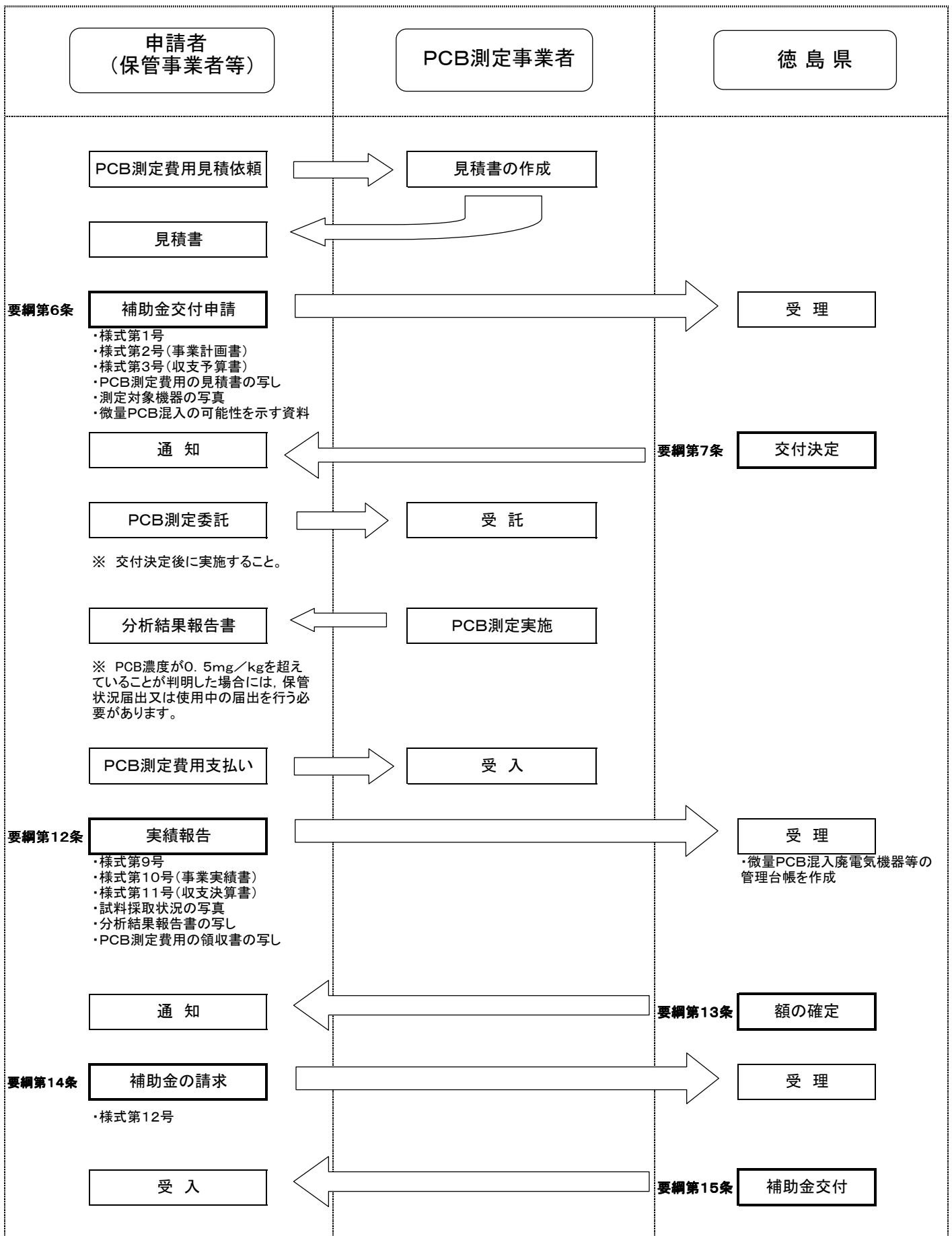
- 6 補助金を指定口座にお支払いします。

※ なお、申請様式等や関連のリンクについては、県のホームページに掲載していますので、ご活用ください。（<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010021200011/>）

申請先・問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町一丁目1番地
徳島県県民環境部環境総局環境整備課 処理業審査・指導担当（徳島県庁4階）
電話 088-621-2269
FAX 088-621-2846

徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業 フロー図



徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業を実施するため、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）及び徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めのない、必要な事項を定めるものとする。

(測定対象機器)

第2条 要綱第2条第2項に定める測定対象機器は、次の各号に掲げる電気機器等で製造後に絶縁油の補充又は入れ替えをしていないことが明らかなものを除くこととする。

ただし、PCB測定を行わなくてもPCBの含有が判別できる機器は対象とはしない。

- (1) 2003年（平成15年）以降に製造された機器
- (2) 1953年（昭和28年）以前製造の国内メーカー製の機器
- (3) その他、製造メーカーが製造段階のPCB不含有を確認している機器

(分析方法)

第3条 PCB濃度の分析方法は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法（平成4年厚生省告示第192号）の別表第2に定める方法
- (2) 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（平成22年1月環境省）に定める方法
- (3) その他県が認める方法

(分析試料の採取等)

第4条 分析試料の採取、運搬及び採取後の電気機器等の保全については、「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」(平成21年11月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に準じ、PCB廃棄物等が飛散、流出及び漏洩等しないよう、適正かつ安全に実施しなければならない。

2 特に、使用中の電気機器等の銘板の確認、分析試料の採取等にあたっては、専門的な知識を有する電気主任技術者等の責任のもと、感電事故のないよう、安全に十分配慮しなければならない。

(分析後の措置)

第5条 補助事業者は、分析の結果、保管中の電気機器等が微量のPCBに汚染されていることが確認された場合には、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第6項に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の選任及び同条第2項の保管基準に基づく当該電気機器等の適正保管
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条に基づく保管等の届出

2 補助事業者は、分析の結果、使用中の電気機器等が微量のPCBに汚染されていることが確認された場合には、当該電気機器等について電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令）第4条の表第15の2に基づく電気工作物の使用届出を行わなければならない。

3 補助事業者は、分析の結果、使用中の電気機器等が微量のPCBに汚染されていることが確認され、使用を廃止する場合には、当該電気機器等について電気関係報告規則第4条の表第15の7に基づく電気工作物の廃止届出を行うとともに、第1項各号に掲げる措置を採らなければならない。

附 則

1 この要領は、平成22年2月12日から施行する。

Q & A

Q 1 : 測定対象機器は、具体的にはいつ頃製造されたものが対象となるのですか。

A 1 : 次の電気機器等で製造後に絶縁油の補充又は入れ替えをしていないことが明確なもの
はPCB混入の可能性が極めて低いため、補助の対象とはなりません。

これら以外の電気機器が対象です。

(1) 2003年(平成15年)以降に製造された機器

(2) 1953年(昭和28年)以前製造の国内メーカー製の機器

(3) 上記以外の、製造メーカーが製造段階のPCB不含有を確認している機器

※ なお、PCBの含有が銘板等で確認できる機器も対象外です。

※ 県のホームページに参考となるサイトへのリンクがありますので、そちらを参照してください。また、申請時には、測定対象機器について微量PCB混入の可能性
があることを示す資料(製造メーカー等のホームページの写し、製造メーカーへの問い合わせの記録等)が必要です。

Q 2 : 徳島県外にも測定対象機器がありますが、併せて申請できますか。

A 2 : 徳島県内で保管又は使用している機器が対象ですので、県外の機器は申請できません。
対象となる自治体にお問い合わせください。

Q 3 : 事業場の住所が阿南市ですが、南部総合県民局で申請できますか。

A 3 : お手数ですが、県庁環境整備課まで申請をお願いします。

Q 4 : 一度に複数の機器の分析を行う予定ですが、見積書は一括の金額でよいのですか。

A 4 : 見積書は、機器ごとに消費税込みの費用と消費税抜きの費用が分かるようにと
ってください。なお、実績報告時の領収書についても同様です。

Q 5 : 平成22年度20検体、平成23年度40検体の分析を予定していますが、上限が
50検体までなので、10検体は補助の対象とはならないのですか。

A 5 : 1事業者あたりの上限の検体数は、各年度につき50検体となっていますので、申
請可能です。ただし、予算の状況によっては、ご希望に添えない場合もあります
ので、あらかじめご了承ください。

Q 6 : 分析費用等に係る消費税の取り扱いはどうなりますか。

A 6 : 補助対象にはなりませんので、消費税を控除して申請してください。

Q 7 : 分析方法について指定はありますか。

A 7 : 次の分析方法を対象とします。

①特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法(平成4年
厚生省告示第192号)の別表第2に定める方法

②絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(平成22年1月環境省)
に定める方法

③その他県が認める方法

Q 8 : 平成22年1月の環境省の簡易測定法マニュアルの適用時期は、平成22年7月1
日からとなっていますが、それまではこの方法で分析しても補助の対象とはなら
ないのですか。

A 8 : 環境省に確認したところ、補助対象になると聞いています。

Q 9 : 分析は、県内の計量証明事業者でなければいけないのですか。

A 9 : 県外の計量証明事業者でもかまいません。

Q 10 : 計量証明事業者から送付された採取キットで試料を採取し、郵送により分析しても
らう予定ですが、郵送費用は補助対象となりますか。

A 10 : 郵送費用は補助対象としていません。

採取(運搬)費用は、外部に委託した費用についてのみ補助の対象とします。

Q11：自分で試料を採取し、計量証明事業者を持ち込もうと思っていますが、採取の手間代、ガソリン代等は補助対象となりますか。

A11：補助対象としていません。

Q&A10と同様に外部へ委託した費用についてのみ補助の対象とします。
なお、採取にあたっては専門的な知識を有する者に相談するなど安全に十分配慮してください。

Q12：現在使用中の機器で銘板の確認、試料の採取等が難しいのですが、どうすればよいですか。

Q12：専門的な知識を持った電気主任技術者等が立ち会うなど、感電事故のないよう、安全に十分配慮してください。

Q13：分析の結果、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の場合でも補助対象となるのですか。

A13：補助対象となります。

Q14：分析結果によって処理の取り扱いに違いはあるのですか。

A14：絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の場合は、産業廃棄物として処理業者に委託して処理する必要があります。

また、0.5mg/kg超の場合は、特別管理産業廃棄物に該当しますので、Q&A15の対応が必要です。

Q15：分析の結果、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg超であった場合、どのようにすればよいのですか。

A15：次の対応が必要です。

①使用済みの機器の場合

- ・廃棄物処理法第12条の2第6項に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を選任します。
- ・同条第2項の保管基準に基づき廃電気機器等を処分するまで適正に保管します。
- ・PCB特措法第8条に基づく保管等の届出を、翌年の6月30日までに県に対して行います。

②使用中の機器の場合（予備を含む。）

- ・電気関係報告規則第4条の表第15の2に基づく電気工作物の使用届出を行います。

③使用を廃止する機器の場合

- ・電気関係報告規則第4条の表第17の2に基づく電気工作物の廃止届出を行います。
- ・①と同様の手続きを行う必要があります。

※ ②及び③の電気工作物関係の手続きは、管轄する経済産業省産業保安監督部まで

その他の問い合わせは下記までご相談ください。

〒770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県県民環境部環境総局環境整備課 処理業審査・指導担当

電話 088-621-2269

FAX 088-621-2846

記入例

平成22年4月15日

徳島県知事 殿

住所 徳島市〇〇町一丁目1番地

氏名 △△(株)

代表取締役 □□

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

平成22年度徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業

2 交付申請額

金92,000円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) PCB測定費用の見積書（測定対象機器ごとに費用が確認できること）の写し
- (4) 測定対象機器の写真（全体及び銘板）
- (5) 測定対象機器について微量PCB混入の可能性があることを示す資料（製造メーカー等のホームページの写し、製造メーカーへの問い合わせの記録等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

- 1 事業者の概要
- 2 事業開始予定年月日
- 3 事業完了予定年月日

別紙のとおり

平成22年4月30日

平成22年5月20日

分析を依頼する予定の日付を記入

分析結果報告書が提出され、分析費用を支払う予定の日付を記入

番号	電気機器等名 (トランス・コンデンサ等)	数量 (台)	重量 (kg/台)	機器の型式等				使用中・保管中の別	PCB測定費用(試料採取費用を含む。)		
				製造者名	製造番号	製造年月	定格容量 (kVA)等		見積額(税込み)	見積額(税抜き) (A)	補助対象額(A×1/2) ※注1,注2
1	高圧トランス	1台	22	〇〇変圧器(株)	ST-34 123456	1975年1月	30kVA	保管中	57,750	55,000	25,000
2	高圧コンデンサ	1台	41	(株)△△工業	MP式 Z78901	1991年2月	40kVA	保管中	47,250	45,000	22,500
3	高圧コンデンサ	1台	50	□□電機(株)	AB-XY 345678	1995年3月	50kVA	保管中	47,250	45,000	22,500
4	高圧コンデンサ	1台	33	◎◎コンデンサ(株)	PF式 901234	2000年4月	60kVA	使用中	47,250	45,000	22,500
5		1台ごとに1行の記載としてください。		型式及び製造番号を記載してください。						A×1/2の額に円未満の端数がある場合は、切り捨てて整数にしてください。 また、補助対象額が25,000円を超える場合は、25,000円としてください。	
6	補助の対象は、微量PCB混入廃電気機器等のおそれがあるものです。 意図的にPCBを使用している電気機器は補助対象外ですので、記載しないでください。										
7											
8		1台									
9		1台									
10		1台									合計額の千円未満の端数は、切り捨ててください。
	合計	4台	-	-	-	-	-	-	199,500	190,000	92,000

(注1) 補助対象額は、各検体について、補助対象経費(消費税抜き)に1/2を乗じた額とする。ただし、25,000円を各検体の上限とする。

(注2) 上記1により算出した各検体の補助対象額の合計額を補助金額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

様式第2号 別紙

(事業者の概要)

1 保管（使用）事業者に関する事項

項 目	記 入 欄
住 所	徳島市〇〇町一丁目1番地
氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	△△(株) 代表取締役 □□
電 話 番 号	088-123-1234
担当者職氏名	主任 徳島 太郎
資本金の額又は 出資の総額 (円)	2,000万円
従業員数 (人)	30人
主たる業種 日本標準産業分類 (H19改訂) の大分類	製造業

2 保管（使用）事業場に関する事項

項 目	記 入 欄
事業場の名称	△△(株)徳島工場
事業場の所在地	徳島市〇〇町二丁目50番地
電 話 番 号	088-567-8901
P C B特措法届出の有無	有
従業員数 (人)	10人
特別管理産業廃棄物管理責任者 の 職 ・ 氏 名 (注)	工場長 阿波 次郎

(注) 既に特別管理産業廃棄物を排出（保管）している事業場である場合のみ記入のこと

日本標準産業分類(2002改定、2007改定)と国際標準産業分類の分類項目比較表

日本標準産業分類(J S I C)(2002改定)				日本標準産業分類(J S I C)(2007改定)				国際標準産業分類(I S I C Rev. 4)(2007)			
大分類	中分類	小分類	細分類	大分類	中分類	小分類	細分類	大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業	1	4	20	A 農業, 林業	2	11	33	A 農業, 林業及び漁業	3	13	38
B 林業	1	5	9	B 漁業	2	6	21	B 鉱業及び採石業	5	10	14
C 漁業	2	4	17	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	7	32	F 建設業	3	8	11
D 鉱業	1	6	30	D 建設業	3	23	55	C 製造業	24	71	137
E 建設業	3	20	49	E 製造業	24	177	595	D 電気, ガス, 蒸気及び空調供給業	1	3	3
F 製造業	24	150	563	F 電気, ガス, 熱供給, 水道業	4	10	17	E 水供給, 下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	4	6	8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	4	6	12	G 情報通信業	5	20	44	J 情報通信業	6	13	24
H 情報通信業	5	15	29	H 運輸業, 郵便業	8	33	62	H 運輸・保管業	5	11	20
I 運輸業	7	24	46	I 卸売業, 小売業	12	61	202	G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	3	20	43
J 卸売・小売業	12	44	150	J 金融業, 保険業	6	24	72	K 金融・保険業	3	10	18
K 金融・保険業	7	19	68	K 不動産業, 物品賃貸業	3	15	28	L 不動産業	1	2	2
L 不動産業	2	6	10	L 学術研究, 専門・技術サービス業	4	23	42	M 専門・科学・技術サービス業	7	14	14
								N 管理・支援サービス業	6	19	26
M 飲食店, 宿泊業	3	12	18	M 宿泊業, 飲食サービス業	3	17	29	I 宿泊・飲食サービス業	2	6	7
				N 生活関連サービス業, 娯楽業	3	23	67	R 芸術・娯楽及びレクリエーション	4	5	10
				O 教育, 学習支援業	2	15	34	P 教育	1	5	8
N 医療, 福祉	3	15	37	P 医療, 福祉	3	18	41	Q 保健衛生及び社会事業	3	9	9
O 教育, 学習支援業	2	12	33								
P 複合サービス事業	2	4	8	Q 複合サービス事業	2	6	10				
Q サービス業(他に分類されないもの)	15	68	164	R サービス業(他に分類されないもの)	9	34	65	S その他のサービス業	3	6	17
R 公務(他に分類されないもの)	2	5	5	S 公務(他に分類されるものを除く)	2	5	5	U 治外法権機関及び団体	1	1	1
S 分類不能の産業	1	1	1	T 分類不能の産業	1	1	1	O 公務及び国防, 強制社会保障事業	1	3	7
								T 雇主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動	2	3	3
19	97	420	1,269	20	99	529	1,455	21	88	238	420

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
補助金	92,000	
保管事業者等負担金	107,500	
その他		
計	199,500	

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
PCB測定費用 (試料採取費用を含む。)	199,500	
計	199,500	

※ 事業費は、収入、支出とも消費税込みの金額を記入してください。

平成22年5月19日

徳島県知事 殿

住所 徳島市〇〇町一丁目1番地
氏名 △△(株)
代表取締役 □□ 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

平成22年度徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業

2 補助金の交付の指令番号

平成22年4月25日付け徳島県指令環整第3456号

※ 県からの交付決定通知書の番号等を記入

3 関係書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 試料採取の実施状況を確認することができる写真等
- (4) 分析結果報告書の写し
- (5) PCB測定に要した費用の支払いに係る領収書（測定対象機器ごとに費用が確認できること）の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第10号(第12条関係)

事業実績書

- 1 事業者の概要 別紙のとおり
- 2 事業開始年月日 平成22年4月29日
- 3 事業完了年月日 平成22年5月18日

分析を依頼した日付を記入

分析結果報告書が提出され、分析費用を支払った日付を記入

番号	電気機器等名 (トランス・コンデンサ等)	数量 (台)	重量 (kg/台)	機器の型式等				使用中・ 保管中 の別	PCB測定費用(試料採取費用を含む。)			PCB濃度 (mg/kg)	絶縁油 の量 (L)	絶縁油の JIS規格 (○種△ 号)	分析結果 報告書 番号	写真 番号
				製造者名	製造番号	製造年月	定格容量 (kVA)等		実績額(税込み)	実績額(税抜き (A)	補助金交付額 (A×1/2) ※注1					
1	高圧トランス	1台	22	〇〇変圧器(株)	ST-34 123456	1975年1月	30kVA	保管中	57,750	55,000	25,000	51	不明	不明	1	1
2	高圧コンデンサ	1台	41	(株)△△工業	MP式 Z78901	1991年2月	40kVA	保管中	47,250	45,000	22,500	0.9	不明	不明	2	2
3	高圧コンデンサ	1台	50	□□電機(株)	AB-XY 345678	1995年3月	50kVA	保管中	47,250	45,000	22,500	10	不明	不明	3	3
4	高圧コンデンサ	1台	33	◎◎コンデンサ(株)	PF式 901234	2000年4月	60kVA	使用中	47,250	45,000	22,500	ND	15	1種1号	4	4
5		1台														
6		1台														
7		1台														
8		1台														
9		1台														
10		1台														
	合計	4台	-	-	-	-	-	-	199,500	190,000	92,000	-	15	-	-	-

1台ごとに1行の記載
としてください。

型式及び製造番号を記載
してください。

A×1/2の額に円未満の端数がある場
合は、切り捨てて整数にしてください。
また、補助金交付額が25,000円を超
える場合は、25,000円としてください。

絶縁油の量及びJIS規格
については、不明の場合
は不明と記載すること。

分析した結果、PCB濃度が0.5mg/kg
未満(ND、定量限界以下)であった場合
についても補助対象となります。

合計額の千円未満の端数は、
切り捨ててください。

- (注1) 補助金交付額は、各検体について、補助対象経費(消費税抜き)に1/2を乗じた額とする。ただし、25,000円を各検体の上限とする。
- (注2) 上記1により算定した各検体の補助金交付額の合計額を補助金の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (注3) 分析結果報告書写し及び試料採取状況の写真については、番号を付して本様式と一致させること。
- (注4) 絶縁油の量及びJIS規格については、不明の場合は不明と記載すること。

(事業者の概要)

1 保管（使用）事業者に関する事項

項 目	記 入 欄
住 所	徳島市〇〇町一丁目1番地
氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	△△(株) 代表取締役 □□
電 話 番 号	088-123-4567
担当者職氏名	主任 徳島 太郎
資本金の額又は 出資の総額 (円)	2,000万円
従業員数 (人)	30人
主たる業種 日本標準産業分類 (H19改訂) の大分類	製造業

2 保管（使用）事業場に関する事項

項 目	記 入 欄
事業場の名称	△△(株)徳島工場
事業場の所在地	徳島市〇〇町二丁目50番地
電 話 番 号	088-123-7890
P C B特措法届出の有無	有
従業員数 (人)	10人
特別管理産業廃棄物管理責任者 の 職 ・ 氏 名 (注)	工場長 阿波 次郎

(注) 既に特別管理産業廃棄物を排出（保管）している事業場である場合のみ記入のこと

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
補助金	92,000	
保管事業者等負担金	107,500	
その他		
計	199,500	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
PCB測定費用 (試料採取費用を含む。)	199,500	
計	199,500	

様式第12号 (第14条関係)

受理日付印

補助金請求書

※ 請求日は空けてください。
 請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請 求 者 徳島市〇〇町一丁目1番地
 住 所 △△(株)
 氏 名 代表取締役 〇〇 印
 (法人名及び代表者名)

右の金額を	請求					円
請求します。	金額			¥ 9 2	0 0 0	

※ 請求金額の前に¥を入れてください。

摘 要		
補助事業名	平成22年度徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業	
補助指令金額	92,000円	
補助指令年月日	平成22年4月25日	
補助指令番号	徳島県指令環整第3456号	
補 助 額	既受領額	0円
	今回請求額	92,000円
	残 額	0円
請求区分	(1)精算 2 概算 3 前金	

※ 交付決定通知書の記載内容

口座振込先
金融機関名 (◎◎銀行) 店舗名 (▽▽支店)
預金種別 (1) 普通 2 当座 3 その他
口座番号
1 2 3 4 5 6 7 (右づめ)
口座名義 (カタカナ書き)
(*****カブシキガイシャ)